

第1章 計画の前提

1-1 都市計画マスタープランについて

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

上位計画となる「第二次十日町市総合計画」と新潟県が定める「魚沼圏域広域都市計画マスタープラン」、「十日町都市計画区域マスタープラン」、「川西都市計画区域マスタープラン」に即し、市の将来都市像を実現するため、都市計画の総合的な理念・目標とこれを実現するための個別具体の都市計画の方針を定めることにより、十日町市におけるまちづくりの総合的な指針としての役割を果たすものです。

(2) 今回の改定の背景

本市は、平成20年3月に「十日町市都市計画マスタープラン」を策定後、15年以上が経過しており、この間、全国的な人口減少社会・高齢化社会の進展、環境・エネルギー問題の深刻化、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化、情報化やグローバル化の進展など、社会経済情勢や都市計画を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況から、持続可能でコンパクトなまちづくりの必要性が高まるなど、都市計画に関わる政策が転換の時期を迎えていることから、本市においては、ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指した「十日町市立地適正化計画」を令和6年度に策定します。

また、広域な行政区域を有する本市では、都市計画区域外にも多くの地域コミュニティが存在しており、前述の社会経済情勢の変化を踏まえた、地域の特性を生かした持続可能なまちづくりのあり方が求められます。

このような背景を踏まえ、本市では、近年における社会経済情勢等の変化に対応した、将来都市像と都市づくりの目標、土地利用や交通体系等の都市計画に関する基本的な方針を示した「十日町市都市計画マスタープラン」の見直しを行います。

(3) 計画対象地域

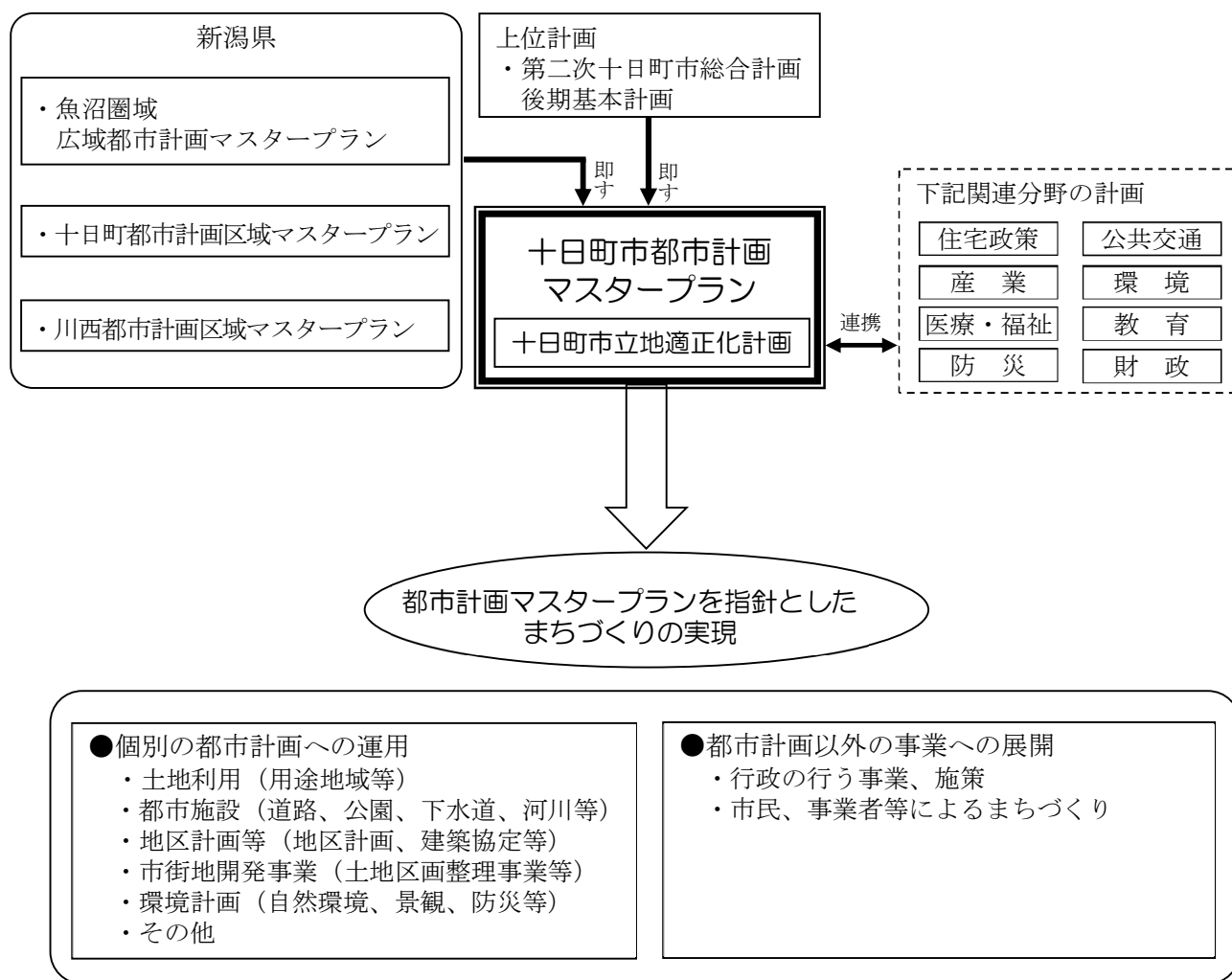
前項で示したとおり、都市計画マスタープランは都市計画区域内を対象に本市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものですが、本市では全市的な都市づくりの基本的な方針を示す計画とするため、十日町市行政区域全体を対象とします。

(4) 計画目標期間

おおむね20年後の2045年（令和27年）を目標年次とします。

(5) 都市計画マスタープランの位置づけ

「十日町市都市計画マスタープラン」は、「第二次十日町市総合計画後期基本計画」、新潟県が定める「魚沼圏域広域都市計画マスタープラン」、「十日町都市計画区域マスタープラン」、「川西都市計画区域マスタープラン」に即して、市の関連する各種計画等と整合を図りながら策定するものです。



○都市計画マスタープランと立地適正化計画の役割

先述のとおり本市では、都市計画区域を対象とした立地適正化計画を策定しており、「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現に向けて、主に中心市街地（都市機能誘導区域・居住誘導区域）に医療・福祉・商業等の都市機能や居住の誘導を図るための取組等を位置づけています。

本市は、広域な行政区域を有しており、中心市街地以外にも多くの市民が生活をしていることから、都市計画マスタープランでは、全市的な都市づくりの方針に加え、これまで生活してきた愛着のある地域に住み続けることができるように、地域別の将来像、整備方針を定めます。

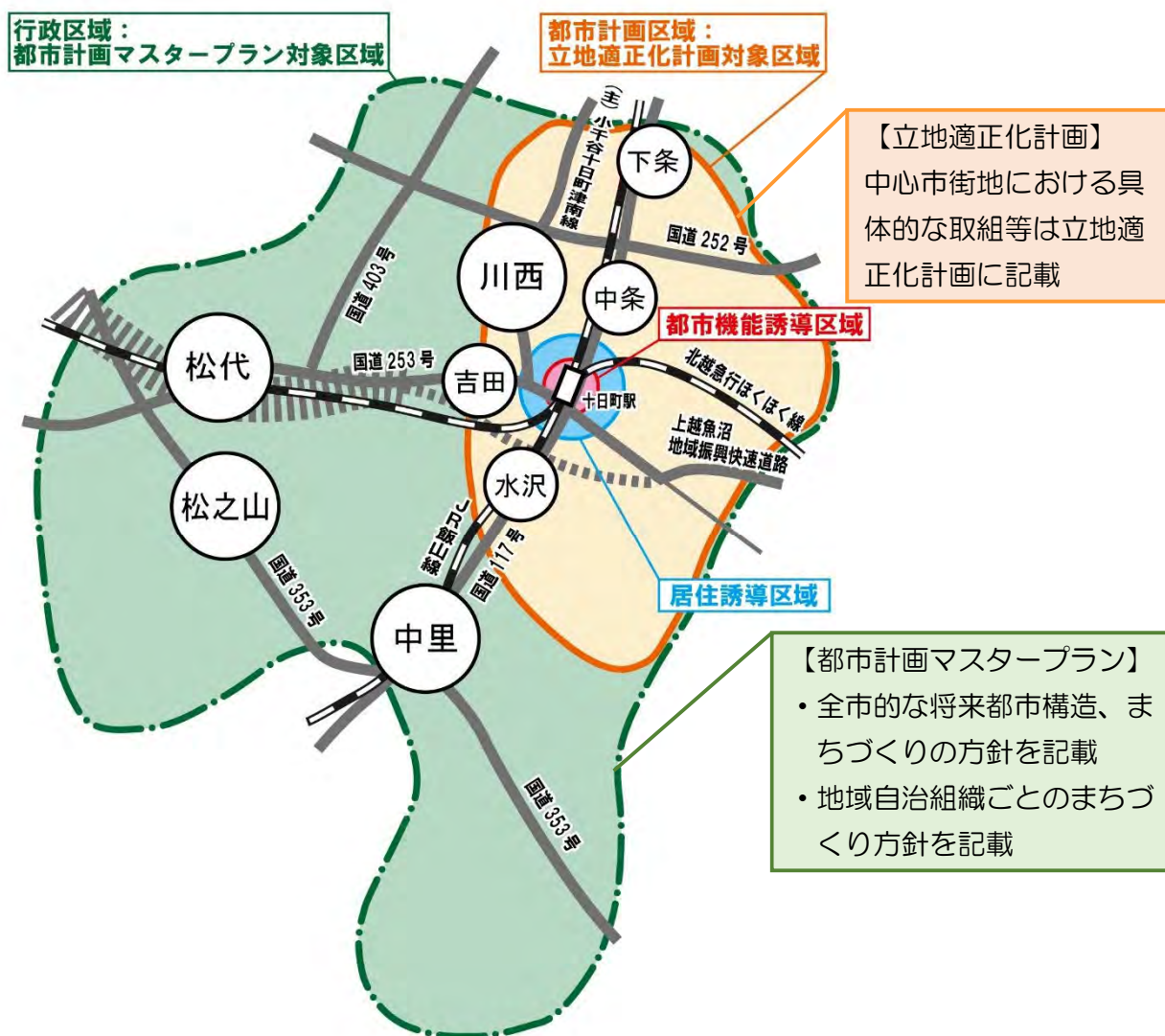


図 都市計画マスタープランと立地適正化計画の役割イメージ

1-2 計画見直しのポイント

I. 選ばれる“まち”づくりへの対応

我が国では、老年人口（65歳以上）が増加するとともに、年少人口（14歳以下）、生産年齢人口（15～64歳）が減少していくことが見込まれています。



子育てしやすい環境や誰もが安全・安心に暮らせる環境づくりを推進するとともに、移住・定住を促進する対策の充実により、多様な人々から選ばれるまちづくりを進めていくことが必要です。

II. コンパクトな都市づくりへの対応

我が国の総人口は、近年減少傾向にあり、今後はさらにその傾向が進んでいくことが見込まれています。



本市では、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携による「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成など、都市の特性や構造に応じた適正な都市づくりを進めていくことが必要です。

III. 安全・安心な都市づくりへの対応

近年、各地で頻発・激甚化する自然災害の脅威により、市民の都市防災意識が高まり、自然災害への備えが急務となっています。



防災・減災対策、防犯対策や交通安全対策、バリアフリー対策など、市民が安全・安心に暮らせる都市づくりを進めていくことが必要です。

IV. 魅力と個性ある都市づくりへの対応

我が国では、東京圏への人口の過度の集中を是正し、各地域で住みよい環境を確保しながら、将来にわたって活力ある日本社会を維持する地方創生が進められています。



地域資源を生かし、都市の個性と魅力をつくる取組を複合的に展開することにより、市民だけでなく、訪れる人々にとっても魅力ある都市形成を推進していくことが必要です。

V. 持続可能な都市づくりへの対応

国際社会共通の目標として2015年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs）※」が採択されました。

本市が目指すまちの姿を実現するための施策はSDGsの目指す方向性と合致します。その目標達成に資する持続可能な都市づくりを進めていくことが必要です。

VI. 成長する都市づくりへの対応

社会経済情勢の変化に適切かつ柔軟に対応していくことは、都市づくりにおいても必要不可欠です。

交通・防災・地域コミュニティ等の分野におけるAI等を活用した方針の検討や先端技術に係る産業への支援等、誰もが快適に暮らせる都市づくりを進めていくことが必要です。

※持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

出典：外務省 HP



図 17のゴールのアイコン

1-3 構成と策定体制

(1) 計画の構成

十日町市都市計画マスタープランは、全体構想と地域別構想で構成し、全体構想の部門別構想と地域別構想の相互補完により構築します。

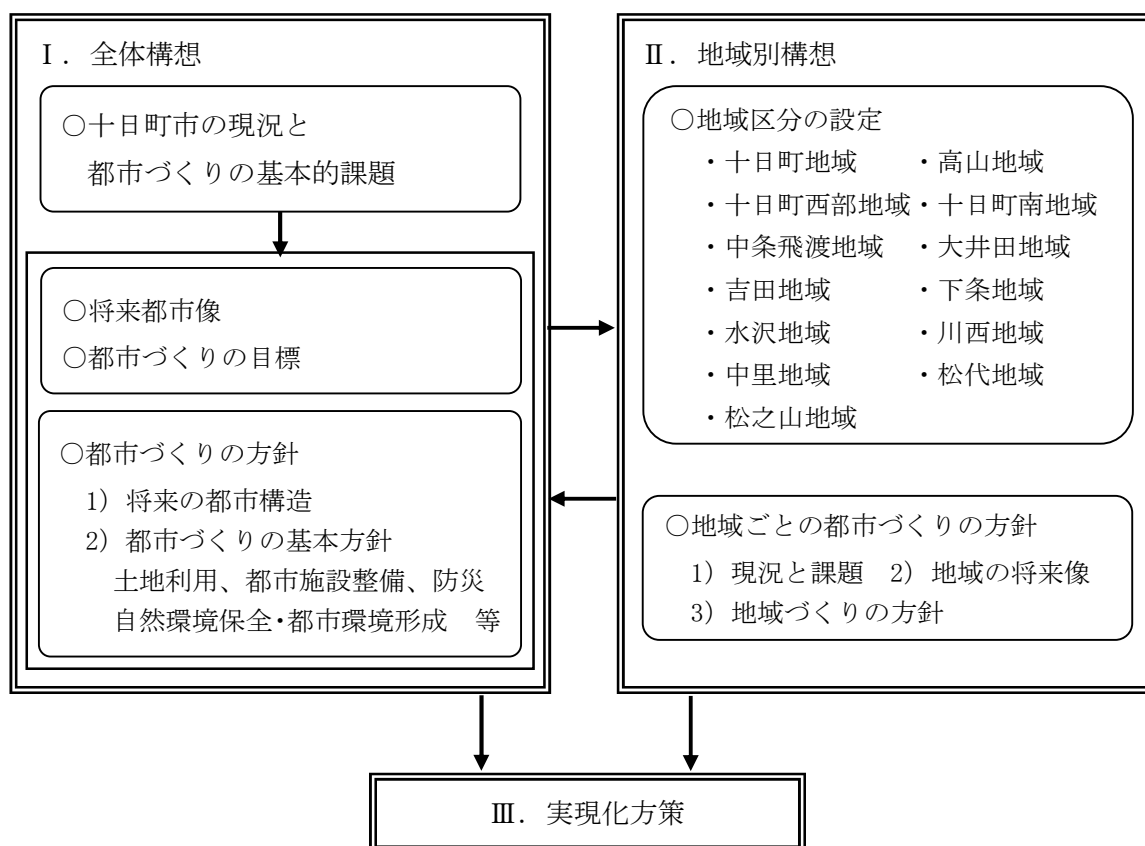
また、将来都市像の実現に向けて、市民と一緒に進める都市づくりの方針を示しています。

○全体構想

全体構想では、市全域を対象として都市づくりの主要課題を整理したうえで、将来都市像とともに、土地利用、施設整備、都市環境や景観の在り方など、十日町市に関わる個別の都市づくり方針を示しています。

○地域別構想

地域別構想では、13の地域を設定し、地域ごとの将来像や都市づくりの目標、具体的な整備方針等を示しています。



(2) 策定体制

十日町市都市計画マスタープランの策定に当たっては、下記に示す体制に基づいて進めていきます。

